

公益社団法人三田市シルバー人材センター役員候補者選考要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人三田市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の定款第12条第2項の規定に基づき、理事及び監事(以下「役員」という。)を総会で決議するにあたり、その推薦する方法について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 センターは必要に応じ、役員候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設け、この委員会において、正会員及び学識経験者で、役員にふさわしい候補者を選考し、これを総会に推薦するものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は次の基準により選出された選考委員をもって構成する。

- (1) 正会員 3名
 - (2) 役員経験者 2名
- 2 選考委員は、理事長が委嘱する。
 - 3 選考委員の中から互選により、委員長を選出する。
 - 4 委員長は委員会を運営し、委員会を代表する。
 - 5 委員会で採決の際、可否同数の場合は、委員長が決定する。
 - 6 委員長は必要があると認めるときは、事務局職員の出席を求め、その説明または意見をきくことができる。
 - 7 選考委員の任期は、役員候補者を選考し、総会で議決された時点で終了する。
 - 8 選考委員は役員候補者になれない。
 - 9 現役員は、選考委員になれない。

(推薦基準)

第4条 役員候補者は、センターの事業運営に必要な知識及び経験を有し、次の各号の基準を満たす、役員にふさわしい者とする。

- (1) 現役員が再任する場合、通算して3期を超えないこと。ただし、理事長、副理事長及び常務理事に関してはその限りでない。
- (2) 正会員の場合は、役員改選年の4月1日現在、入会后1年を超えていること。
- (3) 学識経験者の場合は、前号の規定に関わらず、選考することができる。

(役員候補者の構成)

第5条 定款第19条の規定に基づく役員候補者を、次の各号に掲げる基準をもって構成する。

- (1) 理事 正会員または学識経験者から選出する。
- (2) 監事 すべてを学識経験者から2名を選出する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか役員選考に関し必要な事項は、委員会において定める。

付 則

本要綱は、平成29年12月22日より施行する。

付 則

本要綱は、令和2年10月16日より施行する。

付 則

本要綱は、令和5年1月1日より施行する。

改正の主な内容

- 1 役員候補者の選考対象から特別会員を除く。
- 2 委員会の構成から事務局長及び職員を除き、役員経験者委員を1名増やす。
- 3 委員会が事務局職員の説明または意見を聞けることを明記する。
- 4 現役員の推薦基準を3期から、通算して3期に改める。
- 5 理事の推薦対象の基準から地域班の文言を削除する。